

平成30年度

# 「磯子区ふれあい助成金」等 説明会

より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、磯子区内（もしくは市内）で行われる非営利な地域福祉推進事業や障がい福祉推進事業を支援することを目的とした「いそご区ふれあい助成金」の説明会を開催します。

なお、30年度より大幅リニューアルのため、申請書や手引き等に変更がございます。説明会会場にて配付しますので、助成を希望する団体はぜひご参加ください。（事前予約不要）

日時：平成30年3月15日（木）①14:00～15:30

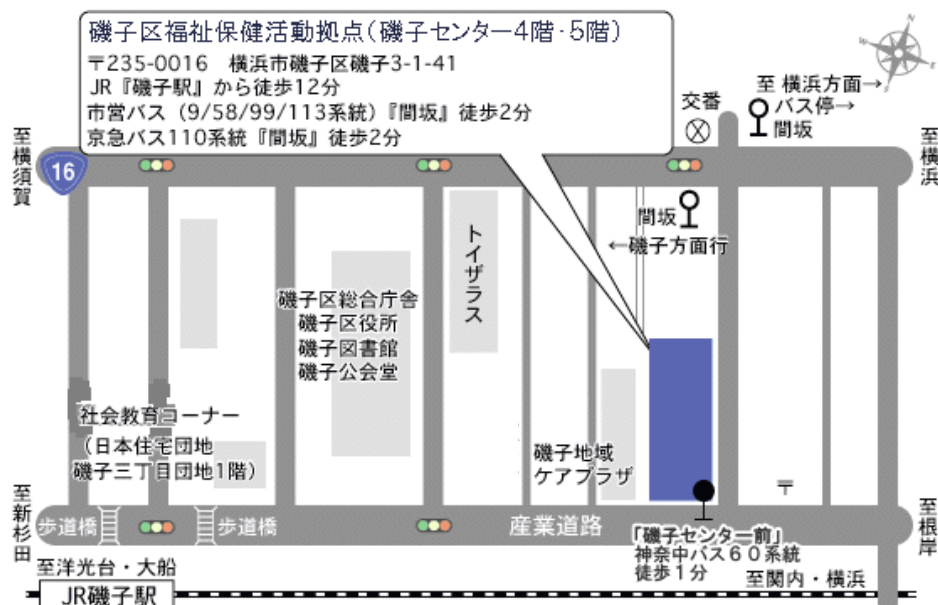
②18:00～19:30 ※2回とも同内容

場所：磯子区福祉保健活動拠点（こすもす広場）4階 多目的研修室  
磯子区磯子3-1-41磯子センター4階

※申請期間は、平成30年4月10日（火）～4月17日（火）です。

※助成条件や金額、申請書様式等は大幅に変更されています。

※申請書や手引きは、説明会終了後は窓口で配付するとともに、本会ホームページ（<http://isoshakyo.com/>）にも掲載します。



助成区分一覧は  
裏面をご覧ください！

～お問い合わせ先～  
（社福）横浜市磯子区社会福祉協議会

担当：西谷<sup>にしたに</sup>

電話：751-0739

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
			年回数	1回あたりの人数	助成上限額	
要 援 護 者 支 援 区 分	集いの場	サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ等・会食会・こども食堂・地域食堂・若者支援（フリースペース/居場所づくり/学習支援）・子育て支援事業（支援者が主催する活動）等	72回以上	10名以上	400,000	※対象が障害児者のみの場合は、「障害児者支援事業区分」に該当する。 ※主催者は条件の「1回あたりの人数」にはカウントしない。
			48回以上	10名以上	300,000	
			36回以上	10名以上	180,000	
			20回以上	5名以上	120,000	
			10回以上	5名以上	80,000	
			6～9回	5名以上	50,000	
			【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上			
	配食	※定期的に利用者宅に食事を届け、見守りを行う活動等	60回以上	10名以上	400,000	※1回の食数=1回あたりの配食した人数とする。
			48回以上	10名以上	300,000	
			36回以上	10名以上	240,000	
			20回以上	10名以上	160,000	
			10回以上	5名以上	80,000	
			6～9回	5名以上	60,000	
			【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上			
	家事 ・ 生活支援	①住民同士の助け合い活動（介護保険事業を除く。例：調理・掃除・草取り・子どもの一時預かり・送迎・買い物等の家事・見守り訪問・生活相談を受け対応する活動） ②相談支援・傾聴活動（施設訪問しての傾聴活動は福祉のまちづくり区分へ） ③電話相談	年間延べ回数		助成上限額	※年間に対応した延べ訪問回数でカウントする。例）1日のうちでAさんから草取りと買い物を依頼された⇒2回カウント（依頼された項目をカウントする）
			800回以上		400,000	
500回以上				300,000		
100回以上				160,000		
50回以上				80,000		
30回以上				50,000		
【新規】年度内3ヶ月以上実施 月訪問回数3回以上			40,000			
送迎	道路運送法79条に基づく登録団体及び無償で活動を行う団体が行う車両による送迎活動	年間延べ回数		助成上限額	※片道1件を1回とする。 ※1回の乗車で複数名乗車した場合は、乗車人数が回数と同数となる。例）サロンの送迎で2人同時の乗せた。2回カウント。	
		1,000回以上		350,000		
		500回以上		300,000		
		100回以上		250,000		
【新規】年度内3ヶ月以上実施 月10回以上			40,000			

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
			年回数	1回あたりの人数	助成上限額	
障 害 児 者 支 援 区 分	障害児者支援 ・ 障害当事者活動	当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業 ①余暇支援事業・青年学級、②リハビリ目的等の集い事業、③障害者スポーツ、④訓練会 等	36回以上	20名以上	200,000	※親や家族のみの活動は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。
			36回以上	10名以上	150,000	
			20回以上	5名以上	100,000	
			10回以上	5名以上	60,000	
			年1回～9回	5名以上	40,000	
			【新規】年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上			
	宿泊 ・ 日帰りハイク	当事者および家族会、訓練会が企画する事業	条件		助成上限額	※参加者が家族のみの事業は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。
当事者参加数5人以上				50,000		
視覚障害者 ・ 聴覚障害者支援	手話サークル、聴覚障害者支援事業（要約筆記支援等）、視覚障害者支援事業（点訳・音声訳・誘導等）	条件		助成上限額	※回数・人数要件はありませんが、事業報告の時には回数・人数等の内容を記載する必要があります。	
		—		50,000		

区分	主な対象活動	条件			備考
福 祉 の ま ち づ く り 区 分	①布おもちゃ/②セルフヘルプグループ（家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会）/③外国人支援（日本語教室、国際交流）/④おもちゃドクター/⑤本の読み聞かせ/⑥車いすダンス/⑦防災関連事業（地域防災拠点訓練除く）/⑧地域住民交流（お祭り、運動会等）/⑨自然環境活動/⑩福祉情報紙/⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座/⑫子育て支援事業（支援者以外が行う自主的な活動）/⑬施設・病院支援ボランティア（施設内での傾聴ボランティア含む）/⑭「要援護者支援区分」の対象事業の助成要件に満たない活動 ※⑬は人数要件はありません。	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※1回あたりの人数は参加者の人数です。（主催者側の人数を除きます） ※チャリティーイベントなどの収益事業は対象外。
		6回以上	5人以上	40,000	
1～5回	5人以上	30,000			

区分	主な対象活動	条件			備考
健 康 増 進 区 分	①高齢者健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※1回あたりの人数は ①の場合、会の主催者を除く人数です。 例）自治会館で体操教室を行っている、役員など会の運営に携わる方以外で5名以上の参加者が必要です。 ②の場合、参加者の人数です。例）施設で音楽演奏する場合、参加者（演奏を聞く方）が5名以上必要です。 ※特技ボランティアの場合、主催者側の年齢に制限はありません。
		3回以上	5人以上	10,000	